## 各種学校の設置認可基準 (概要) $\left( ^{昭和31年文部省令第31号} \right)$

区分	基 準 内 容
目的	学校教育に類する教育を行うこと
設置者	制限なし
入学資格	制限なし
修業年限	1年以上(但し、簡易な技術、技芸等の課程は3ヵ月以上1年未満)
卒業所要授業時間	原則年間680時間以上
教育内容	規定なし
生徒数	教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して適当な数を定める。 (同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下)
教員資格	担当する教科に関して専門的知識、技術、技能等を有する者
教 員 数	3人以上
校舎の面積	115.70 ㎡以上、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.31 ㎡以上(特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りでない。)
施設・設備等	教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及 び設備を備えなければならない。
教 材	規定なし

<sup>※</sup>上記は、各種学校の設置認可基準のうち、主なものの概要を記載している。